

# 改訂第3次岡山県行財政改革大綱

- 創造のための改革 -

平成17年12月

岡山県

## 改訂にあたって

本県においては、平成15年11月に第3次岡山県行財政改革大綱を策定し、組織の簡素・効率化、職員定数の削減等に取り組んでいるところですが、この第3次行財政改革大綱策定後の地方交付税等の大幅な削減により、県財政は依然として財政再建団体への転落が危惧される厳しい環境にあります。また、現在、真の地方分権の確立を目指して、地方が一丸となって行財政改革に取り組んでいるところです。県としては、こうした状況に鑑み、当面の財政見通しや新行財政改革推進委員会の意見も踏まえ、県議会の議決を得た上で、「スリムで効率的な県庁」の実現を改革の基本的な視点とし、このたび、「改訂第3次岡山県行財政改革大綱」として、所要の改訂を行いました。

このたびの改訂では、推進期間を平成21年度まで延長した上で、県職員の総定員の純減や民間委託の一層の推進、徹底した歳出の削減などの改革を行うことを主な内容としております。

こうした改革は、地方分権時代において、真に自立した持続可能な財政運営のもと、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現するため、着実に進めていく必要があります。

既成の枠組みや従来の固定的な発想にとらわれず、岡山県が地域の未来を切り拓くという気概を持って、全庁一丸となって、さらなる「創造のための改革」に取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成17年12月

岡山県知事 石井 正弘

# 目 次

第1	行財政改革の基本的考え方	1
1	さらなる行財政改革の必要性	1
(1)	これまでの行財政改革の取組	1
(2)	夢づくりプランの推進	1
(3)	県行財政を取り巻く環境の変化	1
	真の地方分権型社会の実現に向けての取組	1
	依然として厳しい財政環境	2
	大きな変革の時代と県民力の結集	2
(4)	さらなる行財政改革の取組	3
2	改革の理念 - 創造のための改革	3
3	改革の基本的視点 - 「スリムで効率的な県庁」の実現	3
	地方分権時代における県の役割の見直し	3
	時代の変化に対する的確な対応	3
	県民本位の開かれた県政の推進	3
	効率的で質の高い行政運営の推進	4
	持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進	4
4	推進期間	4
第2	改革の具体的取組	5
1	地方分権型社会に対応した行政システムの構築	5
(1)	国・県・市町村・民間の役割分担と連携	5
	県と国・市町村との役割分担と連携	5
	県と民間との役割分担と連携	5
(2)	市町村合併の推進	5
(3)	市町村への事務・権限移譲	6
(4)	他の都道府県との連携	6
(5)	道州制の検討	6
2	簡素で効率的・効果的な行政システムの構築	7
(1)	時代に即応した組織	7
	地方振興局	7
	組織のフラット化・柔軟化	7
	本庁組織	7
	出先機関	7
	地方独立行政法人	8
(2)	総定員の見直し	8
(3)	職員の政策形成能力の向上と人事制度の見直し	9
	職員の意識改革等	9
	人事制度の見直し(新たな人事管理システムの構築)	11
	次世代育成の支援	12

( 4 ) 民間活力の積極的活用	1 2
民間委託の推進	1 2
指定管理者制度の活用等	1 2
P F I の活用	1 3
( 5 ) 外郭団体・審議会の見直し	1 3
外郭団体	1 3
審議会	1 4
3 持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進	1 5
( 1 ) 県財政の課題	1 5
( 2 ) ゼロベースからの徹底した歳出の見直し	1 6
公共事業に係る地方負担の削減	1 7
一般行政施策費・内部管理経費の削減	1 7
人件費の削減	1 8
( 3 ) 戦略的予算編成	1 8
夢づくり政策評価に基づく指針を踏まえた財源の重点配分	1 8
財政運営上の部局の自主性を高めるための予算査定の抜本的見直し	1 8
部局のマネジメント能力向上に資する評価制度の整備	1 8
( 4 ) 歳入の確保	1 9
( 5 ) 公債費負担の抑制	1 9
( 6 ) 公共事業のコスト縮減	1 9
( 7 ) 財政状況等の積極的な公表	1 9
4 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進	1 9
( 1 ) 総合的・体系的な行政評価システムの構築	2 0
( 2 ) 電子県庁による利便性の向上	2 0
県民サービスの向上	2 0
分かりやすい県政	2 1
行政の効率化・迅速化	2 1
( 3 ) 県民満足度の向上	2 1
5 県民参加による開かれた県政の推進	2 1
( 1 ) 情報公開の推進と県民の主体的参加の促進	2 2
( 2 ) ボランティア・N P O 等多様な主体との協働	2 2
第3 改革の進め方	2 3
1 推進体制	2 3
2 進捗状況の公表	2 3

## 第1 行財政改革の基本的考え方

### 1 さらなる行財政改革の必要性

#### (1) これまでの行財政改革の取組

県では、危機的な県財政の建て直しを緊急かつ最重要の課題としてとらえるとともに、新たな課題や多様化した県民ニーズに機敏に対応できる柔軟でスリムな行政システムの構築を目指して、平成9年、11年の2次にわたり全国的にも極めて厳しい内容を盛り込んだ岡山県行財政改革大綱を策定し、歳出の削減、組織や事務事業の見直し、職員定数の削減、外郭団体の見直しなど、あらゆる分野において抜本的な行財政改革に取り組んできた。

しかしながら、長引く景気低迷に伴う県税収入の大幅な減少に加え、国の構造改革に伴う地方交付税の抑制傾向が顕著になるなど、歳出の急増に伴う危機から歳入の減少に伴う危機へと新たな段階を迎えることになり、多額の収支不足が見込まれる中、そのまま放置すれば、毎年度の予算編成が極めて困難であるとともに、財政再建団体への転落が危惧される状態となった。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から第3次行財政改革に着手し、平成17年4月には9地方振興局を3県民局・6支局へ大きく再編するなど簡素で効率的・効果的な行政システムの構築に取り組むとともに、職員定数の削減や徹底した歳出削減などに取り組んでいるところである。

#### (2) 夢づくりプランの推進

これまでの2次にわたる行財政改革の成果を踏まえながら、夢と希望にあふれる魅力ある岡山県づくりを進めるため、平成14年3月に、その羅針盤として「新世紀おかやま夢づくりプラン」を、さらに平成16年9月には、このプランの改訂・加速版を策定し、プラン実現に向け、積極的に取り組んでいるところである。

県政の基本目標である「快適生活県おかやま」を実現し、県民が真に豊かさを実感できる地域社会を築いていくため、岡山県の有する陸・海・空の交通基盤や情報基盤などの優位性を活かしながら、このプランを着実に推進しなければならない。

#### (3) 県行財政を取り巻く環境の変化

こうした中で、県行財政を取り巻く環境は、次のように大きく変化している。

##### 真の地方分権型社会の実現に向けての取組

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の関係は、対等・協力の関係へと転換したが、真に実効ある地方分権を実現するには、地方税財源の充実など多くの課題が残されている。

国において、国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の改革を同時一体的に行う三位一体の改革が進められているが、この改革を真に地方分権に資する改革として勝ち取り、地域が「自立力」を備えるためには、地方公共団体自らも

行財政改革の取組を一層推進し、分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの構築に向けたさらなる努力を行うことが求められている。

市町村合併により県内市町村の枠組みが大きく変化したところであり、こうした状況や道州制の議論の進展も踏まえながら、県においても、将来の都道府県の在り方をも視野に入れ、分権時代にふさわしい行財政システムの構築を図る必要がある。

#### 依然として厳しい財政環境

第3次行財政改革に着手する前提となった平成15年8月の「当面の財政見通し」によれば、平成16年度から18年度までの3年間において、財政健全化債充当後で500億円の収支不足額が見込まれたことから、平成16年度から18年度までの3年間を財政改革集中取組期間とし、具体的な削減目標を設定し徹底した歳出の見直しに取り組むこととした。

しかし、三位一体の改革初年度の平成16年度において、地方分権の趣旨に反する大幅な地方交付税等の削減が行われ、本県においても、平成15年8月の財政見通しを大きく上回る351億円もの削減となり、さらに17年度以降も削減の影響が続いていることから、こうした歳出削減の努力等にもかかわらず、本県財政は一層厳しさを増し、財政再建団体への転落が危惧される状況が続くこととなった。

さらに、本年8月に試算した「当面の財政見通し」によると、平成17年度から18年度にかけては、これまでの行財政改革の取組の効果等により収支不足額は減少するものの、19年度には収支不足額が175億円となり、さらに21年度には241億円となるなど、21年度までの収支不足額が大きなものとなることが見込まれているところである。

したがって、将来にわたって自主的・安定的な県政運営を維持しつつ、本県にとって真に必要な施策を推進するため、あらゆる歳出を、改めてゼロベースから徹底して見直すなど財政の健全化を強力に推進するとともに、予算配分の重点化・戦略化を図り、持続可能で効率的・効果的な財政運営を確立する必要がある。

「当面の財政見通しについて」(平成17年8月)より

(単位：億円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
歳入歳出差引収支	271	228	325	370	375
財政健全化債充当後収支	114	78	175	222	241

#### 大きな変革の時代と県民力の結集

ITをはじめとする科学技術の急速な進展や少子・高齢化の進行、地球規模での環境問題、さらには合併による市町村の枠組みの変化や道州制の議論の進展な

ど、時代は大きな変化の中にあり、これに対応する新しい社会経済システムの構築が求められている。

県においては、市町村と連携を深めながら、県民、ボランティア、NPO、企業など多様な主体の参画・協働のもと、県民力を結集し、社会経済情勢の変化に対し、迅速かつ的確に対応し、新たな岡山県の発展を切り拓いていかなければならない。

#### (4) さらなる行財政改革の取組

県行財政を取り巻く環境の変化に積極的に対応しながら、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」の実現を目指し、夢づくりプランを着実に推進するためには、「創造のための改革」に取り組むことが必要不可欠である。

県政は県民の幸せの実現のためにあることを基本に、最少の経費で最大の効果を上げるべく、新たな発想による行財政改革に積極果敢に取り組むこととする。

### 2 改革の理念 - 創造のための改革

地域が「自立力」を備えた真の地方分権型社会を実現するため、未来を志向し、さらにスピードを重視し、コスト意識を徹底しながら、「新しい時代に適応する柔軟で活力のある行財政システム」の構築に向け、「創造のための改革」に全庁一丸となって取り組む。

### 3 改革の基本的視点 - 「スリムで効率的な県庁」の実現

これまでの改革の成果を踏まえながら、さらに、地方分権時代にふさわしい新しい行財政システムの構築を図るため、次の視点を基本として、既成の枠組みや従来の固定的な発想にとらわれず、行政の守備範囲、民間との役割分担の明確化による「スリムで効率的な県庁」の実現を目指し、岡山県が地域の未来を切り拓くとの気概を持ちながら、さらなる改革にチャレンジする。

#### 地方分権時代における県の役割の見直し

地方分権型社会においては、基礎自治体である市町村の役割が重要であり、市町村合併の成果を踏まえながら、将来の都道府県の在り方をも視野に入れ、県の役割を見直す。その際、道州制の議論の進展については十分念頭に置く必要がある。

#### 時代の変化に対する的確な対応

ITをはじめとする科学技術の急速な進展や少子・高齢化の進行など大きな時代の変化に迅速かつ的確に対応しながら、夢づくりプランを着実に推進し、真に豊かさを実感できる地域づくりを進める。

#### 県民本位の開かれた県政の推進

新たな岡山県の発展を目指すためには、市町村、県民、ボランティア、NPO、

企業など多様な主体の参画・協働のもと、県民力を結集する必要があり、情報公開や公聴広報活動を充実し、情報の共有により県政の透明性を高めながら、県民の主体的な参画・協働による県政を推進する。

効率的で質の高い行政運営の推進

民間経営の理念・手法を取り入れる「新しい公共管理（ニューパブリックマネジメント）」の考え方を導入するとともに、電子県庁の機能の活用を図り、成果を重視し、県民の視点に立った効率的で質の高い行政運営を推進する。

持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進

厳しい財政状況の中、臨時的な歳入対策に依存する体質を改善して、安定した財政基盤を構築し、限られた財源で最大限の効果を発揮しうる持続可能で効率的・効果的な財政運営を推進する。

#### 4 推進期間

この大綱の推進期間は、平成21年度までとする。



## 第2 改革の具体的取組

### 1 地方分権型社会に対応した行政システムの構築

#### (1) 国・県・市町村・民間の役割分担と連携

##### 県と国・市町村との役割分担と連携

地方分権が進展する中、県と国・市町村の役割分担を明確にしながら、住民の多様なニーズを反映した個性豊かな地域づくりを進める必要がある。

国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務など、本来果たすべき役割を重点的かつ限定的に担うべきである。

地域における行政については、「市町村優先の原則」やいわゆる「補完性の原理」を踏まえ、住民に身近な行政はできるだけ市町村が担うことを原則に、県民にとって、効果的・効率的なサービスが提供できる主体はいかにあるべきかとの観点から、県と市町村との役割分担を明確にしていく。

さらに、市町村合併により、市町村の行財政基盤が強化され、これまで県が果たしてきた役割の見直しが必要であり、市町村への補完的な事務は縮小され、県域全体に効果・影響を及ぼすような広域的な事務や高度の専門性が必要な事務を行うことなどが重要な役割となっている。

このため、地方への権限拡大及び地方税財源の充実確保を、国に対し、積極的に働きかけるとともに、市町村への事務・権限移譲を計画的に進める。

##### 県と民間との役割分担と連携

行政サービスを効果的・効率的に提供するためには、民間と行政の役割分担を明確にし、企画・政策立案機能など県本来の機能と考えられる部門を強化する一方、「民間でできるものは、民間で行う」こと及び「本来、行政で対応すべきものを明確にする」ことを基本に、県と民間との役割分担の判断基準を検討し、幅広い観点から行政の守備範囲を見直す。

社会経済情勢が変化する中で、多様な社会的ニーズに的確に対応するためには、行政だけでは十分でなく、ボランティア・NPO等多様な主体の対応が求められており、行政とボランティア・NPO等とがそれぞれの担う役割を明確にしたうえで、協働していく環境を整備する必要がある。こうした観点から、平成17年2月、「岡山県とNPOとの協働の手引き」を策定したところであり、「パートナーシップ社会おかやま」の形成に向け、一層の取組が必要である。

また、限られた財源の中で、様々な行政課題を解決していくためには、真に行政として対応しなければならないものに限定していく必要がある。

このため、民営化、民間委託、PFIを推進し、外郭団体の見直しを行うとともに、ボランティア・NPO等との協働を進める。

#### (2) 市町村合併の推進

地方分権の進展に適切に対応し、市町村の自治能力の強化と行政サービス水準の

維持・向上、行政の効率化などを図るため、市町村合併の推進が必要である。平成13年3月に策定した岡山県市町村合併推進要綱に基づき、自主的な市町村合併の推進を図ったところであり、平成17年度末までに県内市町村は78から29に大きく再編されることとなった。

今後は、合併市町村の新しいまちづくりを積極的に支援するとともに、新たに合併に向けた取組を行う市町村に対し、助言等に努めていく。

### (3) 市町村への事務・権限移譲

市町村合併の進展による市町村の自治能力の向上や地方分権の進展に伴い、住民に身近な行政事務は、できる限り市町村で行えるよう市町村との協議を進め、県から市町村への事務・権限移譲を進める必要があり、平成17年3月に、平成21年4月までを推進期間とする「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲指針」を策定したところである。

今後、推進期間中に最大限の移譲が実現するよう、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき、移譲に伴い必要となる財政的、人的支援に努めながら、市町村との協議・調整を踏まえつつ、事務・権限の移譲を積極的に推進する。

### (4) 他の都道府県との連携

広域交通網や情報通信網の整備により、都道府県の区域を越えた社会圏、経済圏が形成されつつあり、また、土地利用計画、産業廃棄物処理・地球温暖化防止等の環境問題など都道府県の区域を越えた課題が増加していることから、都道府県の枠を越えた問題解決への協議や広域的事業への取組が必要である。

このため、中国地方知事会や中四国サミットなど既存の会議や協議会の場を積極的に活用するとともに、様々なテーマのもとに隣接県やブロック内での協議の場を設定し、共通する課題への広域連携事業を一層推進していく。

### (5) 道州制の検討

21世紀の地方分権型社会にふさわしい地方自治の在り方については、平成15年3月に、「21世紀の地方自治を考える懇談会」から将来の広域的自治体には「道州制」を導入すべきであるとの報告がなされた。この内容をさらに深めるため、平成15年4月に道州制研究プロジェクトチームを設置し、道州制の導入について調査研究を行っている。

今後、こうした調査研究を深めるとともに、第28次地方制度調査会の調査・審議の動向を踏まえながら、中四国サミットの場等を通じて道州制の必要性や中四国州の優位性などについて、情報を発信し、国民的議論を巻き起こしていく。

## 2 簡素で効率的・効果的な行政システムの構築

### (1) 時代に即応した組織

「快適生活県おかやま」の実現を目指し、環境の変化や新しい課題に着実に対応しながら、政策県庁としての機能の充実を図るなど組織体制の整備に努めてきたところであるが、社会経済情勢や地方分権の進展に伴い、新しい時代に迅速かつ的確に対応する柔軟でスリムな組織体制の整備を進める。

#### 地方振興局

市町村合併の状況を見極めたうえで、具体的な地方振興局の設置数や所管区域を決定し、平成17年4月から3県民局・6支局への再編のスタートを切ったところであり、今後、順次、支局の機能を縮小し、平成21年4月までには支局を地域庁舎(仮称)へ再編することで、再編を完了することとしたところである。

今後、平成17年1月に取りまとめた「地方振興局の再編 - 地方振興局から県民局へ - 」に基づき、再編完了に向けた取組を引き続き進める。

#### 組織のフラット化・柔軟化

権限と責任を明確化し、事務処理の迅速化を図るため、「中間職の廃止による組織のフラット化」、「部長・次長の位置付けの見直し」、「監」の配置、「係」の再編による組織の柔軟化」について平成16年度に実施したところであり、今後とも、社会経済情勢に柔軟に対応した組織となるよう、組織の在り方について不断の見直しを行う。

#### 本庁組織

環境の変化や新しい課題に的確に対応するための簡素で効率的な組織執行体制を整備する。県民の視点に立った県土の効率的・効果的な整備を推進するため、農林水産部及び土木部で所管する公共事業の総合調整をさらに図るとともに、公共事業に係るコスト縮減対策、入札・契約業務等の一元化を進めることとし、土木部の名称を「県土整備部(仮称)」に改める。

また、類似の業務を行っている課及び小規模な課・係班については、統廃合を行う。

なお、企業局を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の公営企業の果たすべき役割及び経営する事業についての検討を進める。

#### 出先機関

##### ア 時代に即応した出先機関の検討

社会経済情勢の変化や近年の交通機関の発達や情報化の進展を踏まえ、より効率的・効果的な出先機関の見直しを行う。

主な検討事項は、次のとおりである。

- a 統廃合を検討するもの
  - ・内尾センターの廃止
  - ・高等技術専門校の統合

- ・家畜病性鑑定所の岡山家畜保健衛生所への統合
- ・水産業改良普及所の廃止
- ・瀬戸内農業技術センター及び高冷地農業技術センターの廃止
- b その他内部組織、業務の見直しをするもの
  - ・発電総合管理事務所（仮称）の設置により全発電所の業務を統合
  - ・笠岡浄水場の業務を西之浦浄水場へ統合
- イ 市町村合併の進展等に伴う見直し
  - アに掲げるほか、市町村合併の進展、地方振興局の再編、さらには、社会経済情勢の変化に伴い、出先機関の統合や所管区域の見直しを行う。
    - ・保健所の在り方の見直し
    - ・農業改良普及センターの在り方の見直し
    - ・警察署の管轄区域等の見直し

#### 地方独立行政法人

地方独立行政法人法の施行に伴い、同法が地方独立行政法人化の選択が可能な対象業務と定めている機関のうち、県立大学については、平成19年4月の地方独立行政法人化に向け、平成17年度から準備を開始する。

また、県立病院については、引き続き、地方独立行政法人化の意義、効果等の検討を行い、地方独立行政法人化することにより業務の効率性やサービス水準の向上を図ることができるなどの効果がある場合には、地方独立行政法人化を進める。

なお、試験研究機関については、徹底した業務の見直し、地方独立行政法人化の検討も含め、平成18年度中に今後の在り方について具体的な検討を行う。

さらに、地方独立行政法人に移行しない機関についても、外部評価の導入を検討する。

## (2) 総定員の見直し

退職者の増加が見込まれること（4,300人程度 平成18年3月～平成22年3月）なども踏まえ知事部局はもとより、教育委員会、警察本部等他部局においても、法令等による職員配置基準等に留意しながら、事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めることにより、定員削減に取り組むとともに、新たな行政需要への対応に必要な再配置を行うなど県民サービスへの配慮を行ったうえで、平成22年4月1日における県全体の総定員については、平成17年4月1日現在の総定員に対して、新地方行革指針（総務省）に掲げられている4.6%を上回る数値目標としては、1,400人（5.6%）程度の純減を図ることを目標とする。

併せて、定員の見直しに関する情報を、よりわかりやすい方法で県民に公表する。

定員の削減に当たっては、次の事項の検討を進めながら、さらなるスリム化を進める。

- ( ) 徹底したアウトソーシング
- ( ) 事務事業の廃止及びITの活用等による事務の効率化
- ( ) 中間職の削減
- ( ) 本庁及び出先機関の課及び係、班の統廃合
- ( ) 出先機関の統廃合
- ( ) 公益法人等への派遣職員の引き揚げ
- ( ) 市町村への事務・権限移譲
- ( ) 地方独立行政法人への移行
- ( ) 各種任用形態の活用

なお、部門別の定員純減の目標は次のとおりとする。

部 門	数 値 目 標	(参考)H17.4総定員
知事部局等	720人(14.1%)(注1)	5,092人
教育委員会	735人(4.6%)	15,934人
警察本部	25人(4.7%) (警察官以外の職員)	3,792人 (うち警察官以外534人)
	100人(警察官)(注2)	
企業局	26人(19.1%)	136人
計	1,406人	24,954人

(注1) 地方独立行政法人への移行分を含む。

(注2) 数値目標を計算する上で、警察官について過去2年間(平成16年度～17年度)の増員実績を踏まえ、今後2年間(平成18年度～19年度)の増員数を100人程度と仮定している。

(注3) 上記数値目標は、現段階における目標であり、今後異同があり得る。

### (3) 職員の政策形成能力の向上と人事制度の見直し

#### 職員の意識改革等

##### ア 求められる職員像

地方分権の進展、県民意識の変化、厳しい財政状況という県行政を取り巻く環境の中で、新たに生じた地域の課題に積極的に取り組み、効率的、効果的な政策を迅速かつ、県民の視点に立って立案、実行していくためには、チャレンジ精神、コスト感覚、スピード感覚、サービス感覚を持つ職員が求められている。

##### イ 人材育成の考え方

職員の一層の意識改革と能力開発に向け、研修所研修、職場研修、自己啓発等の職員研修を充実強化するとともに、政策提案制度や幹部職員へのプレゼンテーションを通じ、職員の政策形成への参画を推進する。

また、任用、給与といった人事制度と連携を図りながら、人材育成をより計

画的に進めていくため、平成16年度において、「人材育成基本方針」を策定したところである。

さらに、行政の高度化・専門化が進む中で、外部人材の活用を図りながら、有能で多様な人材や高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。

#### ウ 職員の意識改革と能力開発

##### a 職員研修の充実強化

###### ○ 自治研修所における各種研修

民間の高度な研修ノウハウを活用しながら、県民本位・政策形成・業務効率の3つの視点から体系化し、政策形成能力の強化やコスト意識の徹底などにつながるよう、その充実を図る。

###### ○ 職場研修（OJT）等

職場研修の重要性を十分認識し、職員一人ひとりと組織とが一体となった能力開発を推進する。

特に、新規採用職員に対する職場研修や指導者を対象としたOJT研修の充実を図る。

さらに、勤務実績が良好でない職員に対しては、特別な研修や指導（OJT）を実施し、勤務成績の改善、向上を図るとともに、改善、向上が見られない場合は、分限制度の運用により対処する。

###### ○ 自己啓発

通信講座受講助成や研修休業などの諸制度の周知を行い、職員の自己啓発活動の促進と人を育てる職場環境づくりを進める。

また、自らのキャリアを主体的に設計し、その実現に向けて努力することは、能力開発の動機づけやモチベーション向上効果も大きいいため、キャリア研修の実施を通じて、キャリアプランの重要性についての啓発を進める。

###### ○ 派遣研修等

国、他府県、市町村、企業等への派遣研修は、より高度な政策形成能力や地域の実情に応じた施策実行能力、最先端の経営感覚の習得等のため、引き続き積極的に実施する。

また、今後の「協働社会」の実現に向け、多様な行政分野における協働の取組を推進するためNPOその他の民間団体への短期体験研修を取り入れる。

##### b 職員の政策形成への参画等

マイプラン発信制度等の政策提案制度の活用を図るとともに、幹部職員と一般職員の意見交換の機会を拡充し、職員の政策形成への積極的参画を促進する。

## 人事制度の見直し（新たな人事管理システムの構築）

### ア 能力・実績主義を基本とした新たな人事制度

国における人事制度の改革の動向を踏まえながら、年功序列的な傾向が強い人事制度から能力主義・実績主義の人事制度への円滑な移行を図る。

### イ 人材育成型人事管理システムの確立

有能で多様な人材や高度な専門性を有する人材の育成を視点に置いた人材育成型の人事管理システムを構築する。

#### a 庁内公募制

一般職員から管理職員に対象者を拡大して実施しているところであるが、勤務意欲や企画立案能力の向上の観点から、応募業務を具体的に示すなど実施の仕方を工夫する。

#### b 柔軟な職制

ライン職、スタッフ職にかかわらず、有能な人材を積極的に登用していく複線型人事を引き続き実施するとともに、階層別研修や幅広い業務経験のための人事配置等を通じて、次世代を担うリーダーの計画的な養成を行う。

#### c 人材の幅広い活用

職種間交流等を通じ、職員の適性に応じて幅広い業務経験を積ませることにより、政策形成能力の涵養や縦割り意識からの脱却を図る。

#### d 女性職員の職域拡大と登用

職場における男女共同参画意識の形成を進めるとともに、女性職員の能力を多様な行政分野に活かしていくため、職域の一層の拡大や管理職への登用等を積極的に推進する。

### ウ 新人事制度の構築

#### a 新たな人事評価制度

現在試行中の新人事評価制度について、評価結果を任用や給与へ反映する場合の手法や課題について検討を進め、早期の導入を目指す。

#### b 新たな任用制度

複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、職員の意欲や能力を最大限引き出すことができるよう庁内公募制や人事評価制度を活用する。

さらに、多様で弾力的な任用が可能となるよう、任期付職員や短時間任期付職員制度を整備したところであり、その活用を図る。

#### c 新たな給与制度

年功序列的要素の強い現行の給与制度の運用について、能力や実績を適正に反映させ、インセンティブに富んだものとなるよう検討を進めるとともに、国における給与制度の改革の動向を踏まえ、新たな給与制度への円滑な移行を図る。

## 次世代育成の支援

職員の仕事と家庭の両立のため、平成16年度に策定した「岡山県職員子育て支援プログラム」に基づき、県職員が安心して子育てを行うことができる環境を提供するための子育て支援策を計画的に実施する。

子育てや介護を行う職員への支援策として、平成17年9月より時差出勤の試行を開始したところであり、今後、業務や県民サービスへの支障の有無を十分に見極め、早期に本格実施に移行する。

## (4) 民間活力の積極的活用

### 民間委託の推進

これまでも、高度の知識、技術等を要し人材確保が困難なもの、多量の業務を短期的に処理するもの、民間で類似の業務を行っているもの又は行うことができるものなどについては、民間委託に取り組んできたところであるが、引き続き、次の事項に留意した上で、民間との協働の視点や他の取組事例等も参考としながら、民間委託の取組をより一層推進するとともに、その実施状況の公表に努める。

なお、事務事業全般について総点検を行った上で、平成18年度中に民間委託に係る具体的な計画を策定する。

- ( ) 民間でできる事業は民間で行うことを基本とし、可能なものについては積極的に民間委託を行う。
- ( ) 直営で行う場合との費用対効果の比較を行うとともに、県民サービスへの影響も勘案する。
- ( ) 事務事業の内容によっては、委託だけではなく、労働者派遣法に基づく派遣職員の活用も検討する。
- ( ) 個人情報等の保護を必要とする事務事業であっても、契約における責任の所在の明確化、機密性保持の担保等により委託が可能になる部分については、民間委託を行う。
- ( ) 公権力の行使に係る事務であっても、それに付随する事務などについては、関係法令に抵触しない範囲で民間委託を行う。

### < 検討例 >

総務事務、情報関連業務、設計・積算業務、公共用地取得業務、  
現業職員が行っている業務等

### 指定管理者制度の活用等

公の施設については、サービス水準の向上や管理の効率性の観点から、地方自治法の改正により創設された指定管理者制度の導入を進める。新施設については、施設設置の段階で管理運営の在り方について検討を行うとともに、既存施設については、次により指定管理者制度の導入を進める。

なお、導入に当たっては、指定管理者は公募により選定することを原則とする



など手続きの透明化を図る。

ア 管理委託を行っている施設

原則として平成18年4月から指定管理者制度に移行する。

なお、今後、県が設置する公の施設としての意義、目的等を再検討し、県が設置する意義が低い施設については現管理者等への譲渡なども検討するなど、施設の在り方について不断の検証を進める。

イ 直営施設

今後、指定管理者制度導入を含めた管理運営の在り方について再検証し、指定管理者制度導入が適当な施設については、平成19年度以降順次導入する。

P F I の活用

これまでも有効な社会資本の整備手法としてP F Iの導入を推進し、岡山リサーチパークインキュベーションセンター、岡山県総合福祉・ボランティア・N P O会館の整備を進めてきたところである。

今後も岡山県総合教育センター（仮称）の整備をはじめ、効率的・効果的な公共サービスの提供を行うため、積極的にP F Iの活用を図る。

(5) 外郭団体・審議会の見直し

外郭団体

これまでも、「外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」及び「外郭団体の見直し基準」を策定し、すべての外郭団体を対象に不断の見直しを行ってきたところである。

しかし、社会経済情勢の変化や地方分権の進展に伴い、県の役割を見直すとともに、外郭団体についても、県民本位の視点に立って、設立から長期間経過したもの、設立目的を達成したものを見直し、又は経営環境の変化に応じた見直しや経営状況の一層の健全化が求められる。

このため、次のような視点で改革を検討する。

- ( ) 外郭団体には、本来的に利益を上げるべき団体や行政の代行的な役割を担っている団体など様々あり、それぞれの団体の趣旨、目的等に照らし、一定の類型に応じた見直しを指導する。特に、株式会社や産業振興の分野を対象とする法人については、民間に委ねるべきは民間に委ねるという基本的な考え方に立ち、さらなる見直しに取り組む。
- ( ) 設立の目的が達成されたものやその意義が薄れたもの、設立目的や事業内容が類似しているもの等については、積極的に統廃合を推進する。
- ( ) 経営状況の良し悪しに関わらず、不断の点検、見直しを行い、将来の経営の健全性が懸念される場合には早期に対策を講ずる。
- ( ) 外郭団体の定義に該当しない法人であっても、県が出資又は出捐している団体については、その必要性について見直しを行うとともに、県との関

係の在り方についても検討する。

#### ア 統廃合等の検討

岡山県住宅供給公社について統廃合等の検討を行うとともに、その他の団体についても統廃合等を進める観点から不断の見直しを行う。

<目標値>

平成22年4月までに外郭団体（平成17年4月1日現在58法人）の概ね1割を統廃合等により削減する。

#### イ 県の人的・財政的支援の縮小

##### a 県職員の役員の削減

外郭団体の代表者への県職員の就任については、当該団体の業務の性格を踏まえ、民間人の活用を図る。また、監事・監査役等には原則として就任しないこととする。

##### b 県からの派遣職員の削減

県からの職員派遣は必要最低限のものに限ることとし、派遣の引き揚げを進める。

##### c 県支出金の削減

短期貸付金や補助金等を順次削減する。

##### d 出資・出捐金の見直し

外郭団体への出資・出捐金の見直しを行い、出資等の必要性の薄れたものは、引き揚げを行う。また、外郭団体以外の出資・出捐法人についても出資等の必要性について見直しを行う。

#### ウ 経営状況等の公表

これまでも、外郭団体の概要や決算の概要については、県のホームページに登載し、県民に情報提供しているが、平成17年度から、経営状況の推移や県の支援の状況などを掲載した資料を全ての団体について新たに作成し、より詳細でわかりやすい情報提供に努めることとしたところである。

今後は、目標管理の考え方を取り入れた経営評価を実施し、その結果の公表を行うことにより、指導監督をより適切に行う。

#### 審議会

平成17年度中に策定予定の「審議会の見直し方針（仮称）」に基づき、開催回数が少ないもの、類似の目的を持つものについては、法律で設置義務があるなどの場合を除き、統廃合を進めるとともに、女性委員や公募委員の積極的な登用を図る。

また、個人のプライバシーに係るものなど特別な事由がある場合を除き、審議会の審議及び議事録を公開する。さらに、簡素で効率的な審議会の運営を行うため、委員数については、必要最小限とし、長期就任、行政関係者、重複就任等についての見直しを行うとともに、会議開催経費の一層の削減を図る。

< 目標値 >

平成 22 年 4 月までに審議会（平成 17 年 4 月 1 日現在 147）の概ね 2 割を統廃合により削減する。

なお、女性委員の登用率については、本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、女性委員の積極的な登用に努める。

### 3 持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進

#### (1) 県財政の課題

前述のとおり、本県財政は、依然として厳しい環境に置かれているところであるが、現在及び将来の県財政の課題を分析すると、概ね以下の点に集約される。

##### ア 地方交付税等の大幅削減

平成 16 年度において、国の一方的な地方交付税等の大幅な削減が行われ、17 年度以降も削減の影響が続いている。

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、平成 18 年度は地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされているが、一方で、地方歳出の見直し、抑制の方向性も示されており、今後とも厳しい状況が続くと考えられる。

##### イ 地方債依存体質の定着

毎年度発生する多額の収支不足を賄うため、本来は臨時的な地方債であるべき財政健全化債や退職手当債の発行が常態化し、赤字分を借金で穴埋めする体質が定着してしまっており、後年度へ負担を先送りし、財政の硬直化に拍車をかけている。

##### ウ 臨時的歳入対策の限界

財政健全化債や退職手当債の発行によっても穴埋めできない収支不足については、これまで特定の行政目的のために積み立てている各種基金（特定目的基金）からの借入れ（繰替運用）等により収支を均衡させてきたが、収支不足額の拡大が見込まれる中、今後活用可能な基金残高が底をつきつつあり、特定目的基金を活用した臨時的歳入対策も限界を迎えている。

##### エ 特別会計に起因するさらなる収支不足拡大の危惧

近年、一部の特別会計において、造成済み土地の分譲低迷等に伴い、一般会計から多額の財源を繰り出すことを余儀なくされており、今後とも土地分譲の低迷が続くことによって、一般会計からの繰出しがさらに拡大することが危惧されている。

##### オ 公債費による収支の圧迫及び地方債協議制度への移行等への対応

将来にわたって公債費の水準を抑制するため、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間で、公共事業に係る地方負担を対 15 年度当初予算比で 30% 程度削減することなどにより起債額を抑制している。この結果、平成 16 年度以降の臨時財政対策債の減少もあり、今後の県債残高及び公債費は、15 年 8 月の

試算と比較し大きく下がることが見込まれるものの、公債費はなお毎年1,000億円を超える状態が続き、県財政の収支圧迫の要因となっている。

また、平成18年度に地方債許可制が協議制に移行し、加えて、市場公募債の発行が全国的に広がる中で、今まで以上に公債費の抑制が大きな課題となっている。

#### カ 硬直化した財政構造

多額の収支不足を縮減すべく、現在の財政状況に応じた歳出水準に切り下げようとしても、予算に占める公債費や人件費等の義務的な経費の占める割合が大きく、一般財源の8割以上がこうした義務的な経費に費やされている（平成17年度一般会計当初予算ベース）など、財政構造が極めて硬直化しており、歳出の削減が非常に困難な状況にある。

以上のような課題を抱える本県は、このまま放置すれば財政再建団体への転落のおそれがあるほか、将来的にも持続困難な構造的要素を内包している。したがって、今後の財政運営については、国の構造改革の動向も見極めながら、公共事業や人件費をはじめ、あらゆる歳出を聖域なく見直すことにより、当面の収支不足を極力縮小するとともに持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

また、住民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の安定的な行財政運営に支障を来さないよう、少子・高齢化に伴い社会保障費等の経常的経費が増加している実態を踏まえた上で、今後とも行政サービスの提供に必要な地方税や地方交付税等の一般財源総額の確保を図ることが必要不可欠であり、あらゆる機会をとらえ、国に対し強く働きかけていく必要がある。

### (2) ゼロベースからの徹底した歳出の見直し

本県が地方分権時代において真に自立した財政運営が行える団体となるよう、次の目標を掲げて財政構造の改革に取り組むこととする。

#### ( ) 短・中期的目標（赤字団体への転落回避）

公債費の増加につながる公共事業や人件費をはじめ、あらゆる歳出を聖域なく見直して思い切った大胆な歳出の削減を行い、できるだけ臨時的歳入対策に依存しない財政構造への転換を図るとともに、赤字団体への転落を回避する。

#### ( ) 長期的目標（公債費の抑制と財政指標の改善）

本県財政の主要な構造的問題点は公債費の水準の高さにあり、これが将来的にも一層の財政硬直化や収支圧迫の主因となることが懸念されることから、公共事業の削減等により起債額を抑制し、将来にわたって公債費の水準を平成15年度と同程度の水準以内に抑制する。

財政指標については、平成18年度から地方債の許可制が協議制に移行す

ることも踏まえ、本県が地方分権時代に自立した財政運営が行える団体となるよう、特に起債制限比率及び経常収支比率の全国中位水準以上への回復を目指す。

本年8月に策定した「当面の財政見通しについて」において、平成18年度から21年度までの4年間における収支不足の総額が1,300億円と見込まれ、財政健全化債を充当しても、なお720億円の収支不足が見込まれるという厳しい財政状況を踏まえ、上記( )、( )の目標を達成するため、平成21年度まで次の対策に取り組む。

なお、取組に当たっては、ゼロベースからの見直しを徹底し、県として実施すべき事業の必要性を厳しく検証した上で、必要性の低下した事業は廃止・縮少し、必要な事業は充実を図るという、「選択と集中」の観点から進める。

また、事業の実施に当たっては、さらなるコスト意識の徹底を図る。

#### 公共事業に係る地方負担の削減

将来の公債費抑制のため、公共事業に係る各種評価システムを活用した事業箇所の優先順位付け、公共工事のコスト縮減、国庫補助制度の活用等により、効率的な事業の実施を図り必要な公共事業量の確保に努めるとともに、地元企業への優先発注など地域経済への影響にも配慮しつつ、補助公共事業、単独公共事業等に係る地方負担を削減する。

#### <目標値>

平成18年度までの3年間で、公共事業に係る地方負担(国直轄・災害復旧を除く補助公共事業、単独公共事業等に係る県債及び一般財源)を対15年度当初予算比で30%程度削減する。

平成19年度から21年度までの3年間で、公共事業に係る地方負担を対18年度当初予算比で30%程度削減する。

#### 一般行政施策費・内部管理経費の削減

一般行政施策費については、各種評価制度を通じて、限られた財源を最大限有効に活用し、重点的に取り組むべき分野に集中的に投資する「選択と集中」を行っていく中で、財源の効率的活用を図りつつ、歳出水準を引き下げる。その際、市町村や民間との役割分担、受益と負担の適正化、費用対効果等の観点からゼロベースから見直す。

また、内部管理経費については、各種業務を様々な角度から継続的に見直しを行い節減を図る。

#### <見直しの具体例>

- ・市町村等が実施する国庫補助事業への県の上乗せ補助の見直し
- ・市町村や各種団体等が実施する事業への補助の見直し
- ・臨時的任用職員の削減

・情報システム関係経費の縮減

<目標値>

平成18年度までの3年間で、一般行政施策費において、県民生活への影響に十分配慮しつつ、県債、一般財源のそれぞれについて、対15年度当初予算比で10%程度削減する。

平成19年度から21年度までの3年間で、県債、一般財源のそれぞれについて、対18年度当初予算比で10%程度削減する。

人件費の削減

組織・業務の見直しによる職員定数の削減などにより、将来的な人件費の水準を抑制するとともに、平成16年度から平成18年度までの3年間、職員給与の平均3%の独自カットを行っているところであるが、公共事業の削減や一般行政施策費・内部管理経費の削減には限界があることから、依然として厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、当分の間、独自の給与カットなど人件費の削減を行う。

上記の対策により収支不足の縮減を図り、特定目的基金からの繰替運用や退職手当債・財政健全化債の発行などの臨時的な歳入対策を極力抑制する。

### (3) 戦略的予算編成

依然として厳しい財政環境が続くと見込まれる中、夢づくりプランを着実に推進していくためには、限られた財源を最大限有効に活用するとともに、現場のニーズを的確に把握して機動的・効率的に施策を推進していくため、財政運営上の部局の自主性をより一層高めていくことが必要である。そうした観点から、夢づくりプランを戦略的に推進するための予算編成システムを確立するため、以下の3つの改革について、より一層積極的に取り組む。

また、各部局によるゼロベースからの徹底した歳出の見直しを一層促進する観点から、平成18年度の前半に、各部局と財政当局が共同して事業の点検を実施する。なお、「選択と集中」を加速するための新しい予算編成の在り方を検討する。

夢づくり政策評価に基づく指針を踏まえた財源の重点配分

夢づくりプランの効果的な推進のため、限られた財源の重点配分という「選択と集中」の観点から、夢づくり政策評価を通じて策定した指針を踏まえ、財源の重点配分を行う。

財政運営上の部局の自主性を高めるための予算査定の抜本的見直し

部局の自主性をより一層高めるため、財政当局において歳出水準の総枠管理は厳格に行う一方、その範囲内での予算編成については、原則として各部局の裁量に委ね、事務的な予算査定は抜本的に簡素化する。

部局のマネジメント能力向上に資する評価制度の整備

財政運営上の各部局の自主性を高める一方、各部局が県民に対する説明責任を

果たしながら、限られた財源を自主的に管理し、長期的視野を持ちつつ最少の経費で最大の効果をあげようとするマネジメント能力を高めていくため、現行の評価システムの改良も含め、新たに「夢づくり政策評価」を頂点とする目標管理・成果重視型の行政評価システムを整備する。

#### (4) 歳入の確保

県税収入確保のため、課税調査能力向上等により課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納整理月間の設定、滞納整理支援システムや納税嘱託員の活用等による徴収対策の強化を図るほか、国・市町村との連携により賦課徴収対策を効果的に推進する。

また、具体的な利用計画のない土地等の県有財産については、引き続き、売却や貸し付けなどを進める。

#### (5) 公債費負担の抑制

財政構造の硬直化からの脱却等を目指し、できる限り低利な資金の活用を図るなど、公債費負担の抑制に向けた可能性を検討する。

#### (6) 公共事業のコスト縮減

平成14年6月に平成20年度を目標とした「岡山県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、総合的で広範囲なコスト縮減対策に取り組んでいる。

平成16年7月、国土交通省の「コスト構造改革」の内容も踏まえ、新たな視点を加えて、「岡山県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の改訂版を策定したところであり、今後さらなるコスト縮減に取り組んでいく。

#### (7) 財政状況等の積極的な公表

本県では、地方自治法に基づく財政状況の公表等を通じて、財政情報を公表しているが、今後、県民の理解を得ながら、さらなる財政の健全化を推進していくためには、できる限りわかりやすい方法による財政情報の公表が不可欠であることから、類似団体における主な財政指標の比較分析、公社、一定の出資法人等を含めた連結バランスシートの作成などに積極的に取り組み、公表する。

また、給与制度等についても、県民の理解と納得が得られるよう、制度の内容及び支給状況等をよりわかりやすい方法で県民に公表する。

### 4 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進

夢と希望にあふれる岡山県づくりを的確に進めるためには、地域経営の発想に立って、効率的・効果的な県政運営を行うことが必要である。

このため、民間の経営理念・手法などを行政運営に取り入れるニューパブリックマ

ネジメントの考え方を取り入れ、総合的・体系的な行政評価システムの整備を進めるとともに、電子県庁の機能の活用による県民の利便性の向上や行政の効率化・迅速化を進めるなど、県民の視点に立った成果重視の行政運営を推進する。

#### (1) 総合的・体系的な行政評価システムの構築

本県では、平成10年度から個々の事務事業レベルの行政評価制度を順次実施してきたが、平成14年度からスタートした県の行動計画「新世紀おかやま夢づくりプラン」をもとに、平成15年度からは、重点的に取り組むべき政策目標として掲げた各プログラムごとに、県民満足度に係る具体的な数値目標を示した快適生活指標を活用して、「夢づくり政策評価」を導入したところである。

今後、この政策レベルの評価である「夢づくり政策評価」を頂点とし、政策目標の達成と事務事業の効率的執行という両面で行財政運営を評価する仕組みとして、個々の事務事業を評価する既存の評価制度に以下の改良も加えつつ、これらを体系化した「岡山県総合政策評価システム」を新たに構築し、P l a n (計画)・D o (実施)・S e e (評価)型の行政評価サイクルの確立を目指す。

##### ア 一般事務事業における評価制度の整備

一般事務事業におけるP l a n・D o・S e e型の行政評価サイクルを確立するため、平成16年度当初予算編成に際し、従来の評価制度を「一般事務事業評価制度」に改め、定量的な目標管理の項目を加えるとともに、評価対象事業の拡大を行い、さらに一定の新規事業等についても定量的な目標設定を行ったところである。今後、目標管理・成果重視型の評価の観点から、システムのさらなる充実に努める。

##### イ その他の評価制度の整備

大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムにおいて事後評価を導入するとともに、公共施設等についての新たな評価システムを検討する。

また、今後、評価の客観性を高めるための評価指標の検討など、評価制度の充実に努める。

#### (2) 電子県庁による利便性の向上

本県は、全国に先駆けて情報ハイウェイを整備するなど、優れた情報通信基盤を有するが、こうした優位性を活かし、行財政改革の大きな推進力として電子県庁の機能の活用を図り、県民の利便性の飛躍的向上や事務の効率化を図る。

##### 県民サービスの向上

電子申請、電子入札・調達、電子申告、電子収納、電子公共施設予約による県民利便性の向上を図っているところである。

特に、電子申請については、今後も24時間ノンストップで利用できるよう対



象手続きの拡大を図るとともに、複数の手続窓口を一本化するワンストップサービスの導入や添付書類の簡素化等の手続きの見直しを行い、県民の負担を軽減する。

また、電子申告については、平成17年1月から法人二税（法人県民税・事業税）の申告サービスの運用を開始したところであり、今後対象税目の拡大など機能拡張に取り組む。

#### 分かりやすい県政

県のホームページについては、行政手続案内の充実に取り組むなどポータルサイト機能の一層の充実を図るとともに、FAQ（よくある質問）コーナーを設け、県の施策等を広報し、また、電子メールでの問い合わせに迅速な回答を行う。

また、県民の多様な公開要望に応え、公文書の検索が容易な文書公開システムを構築し、インターネット等を活用して情報公開を積極的に進める。

パブリックコメントについても、県民への一層の周知を図り、県民の県政への参加促進を図るとともに、インターネットを活用した双方向の県民参加の新たな手法についても検討する。

さらに、ユニバーサルデザインの視点から、平成17年4月から、県のホームページの文字を大きくし読みやすいデザインとしており、今後も引き続き、高齢者や障害者も含めたすべての人にとっての使いやすさにも十分配慮されたシステムの導入に努める。

#### 行政の効率化・迅速化

文書管理システムの導入により意思決定のスピードアップ、迅速な情報共有が図られているが、今後もシステム間の連携や業務プロセスの見直しを行い、一層の行政の効率化・迅速化を進める。

さらに、ペーパーレス化を進め、紙使用量の削減、文書の保存スペースの削減などコスト削減を図るとともに、事務効率化等による処理時間の縮減を図る。

### （3）県民満足度の向上

県民満足度調査を実施するなど、県民ニーズの把握に努めるとともに、県民ニーズを反映した県民満足度向上に全庁的に取り組む。

また、申請・届出事務の簡素化・迅速化や窓口サービスの改善、公共施設の利便性の向上など、県民の立場に立った行政サービスの提供に努める。

## 5 県民参加による開かれた県政の推進

行財政改革を実効あるものとするためには、県民への情報開示と県民参加の促進が必要である。このため、ITを活用して、情報公開はもとより、県民への行政情報の積極的な提供に努め、県政の透明化を図るとともに、パブリックコメントや審議会の見直し等により、県民参加の促進を図る。また、ボランティア・NPO等多様な主体

との協働を積極的に進める。

( 1 ) 情報公開の推進と県民の主体的参加の促進

県民が必要とする情報を的確かつ迅速に、わかりやすく提供するため、県のホームページの充実を図るなど、提供情報や提供手法の拡大に努める。

県政についての県民の理解を得るため、県職員が集会等に伺って直接説明する「県政出前講座」を開催するなど、県政情報を積極的に発信する。

また、パブリックコメント制度を円滑に運用し、県の政策形成について、県民の意見、提案を反映させるとともに、審議会について議事概要の公開や委員の公募及び女性委員の登用を拡大する。

( 2 ) ボランティア・NPO等多様な主体との協働

複雑・多様化する県民のニーズに対して迅速かつきめ細やかな行政サービスを提供するためには、ボランティア・NPOとの協働等を通じて、その先駆性、創造性等を県政に反映させることにより、従来の行政の枠を超えたより質の高いサービスを提供するとともに、ボランティア・NPOと行政との役割分担を再認識することにより、行政の担うべき領域の見直しを行う必要がある。

このため、平成16年度に「ボランティア・NPO協働推進庁内連絡会議」を設置するとともに、「岡山県とNPOとの協働の手引き」を策定し、これまで職員研修を行ってきたところであり、今後さらに全庁的な協働事業の推進に努める。

### 第3 改革の進め方

行財政改革は、夢と希望にあふれる岡山県づくりを進めるための柔軟で活力ある行財政システムの構築を図る「創造的」な取組である。

したがって、削減や縮小を後ろ向きにとらえるのではなく、未来を志向し、県民の視点に立って、新たな発想で改革にチャレンジする必要がある。

また、新たな改革を着実に進めるためには、市町村、民間団体、そして広く県民の皆様のご理解とご協力を得るとともに、三位一体の改革や公務員制度の改革など国の動きや社会経済情勢の変化にも的確に対応していくことが必要である。

特に、国の動きに対しては、地方分権を推進する立場から、分権に資する改革内容となるよう、国に対し強く働きかけていくこととする。

もとより、行財政改革は、最少の経費で最大の効果を上げるべく、簡素で効率的な行財政システムの構築に向け、不断に取り組んでいくべきものであるが、今後のさらなる行財政改革については、県政は県民の幸せの実現のためにあることを基本に、「選択と集中」の視点に立って進めていくこととする。

こうした観点に立って、岡山県が新たな改革によって地域の未来を切り拓き、岡山県の改革が日本の未来を切り拓いていくという気概を持って、さらなる改革に取り組む。

#### 1 推進体制

知事を本部長とする「岡山県行財政改革推進本部」が中心となり、職員の意識改革を徹底し、職員一人ひとりが、高いモチベーションのもと、常に各自の職務に対し使命感と改革への意識を持ち、コスト意識や柔軟で新鮮な発想による主体的な取組を行うことにより、全庁一丸となって、改革に取り組む。

#### 2 進捗状況の公表

行財政改革の推進に当たっては、可能な限り実施時期及び数値目標を明らかにするとともに、毎年度の進捗状況について、県のホームページや広報媒体を活用して県民に分かりやすい形で公表する。